

会 議 録

会 議 名	小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会		
事 務 局	小金井市教育委員会指導室		
開 催 日 時	令和7年3月12日（水）午前10時00分から午前11時00分まで		
開 催 場 所	東小金井駅開設記念会館マロンホール1階ギャラリー		
出 席 委 員	小林委員長、坂井副委員長、今城委員		
事 務 局	大津学校教育部長、平田指導室長、向井指導主事		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	0名
会 議 次 第	1 教育委員会あいさつ 2 事務局からの説明 3 協議等 4 事務連絡 配付資料 ・次第 ・小金井市いじめ防止基本方針 ・小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表		

開会 午前１０時００分

小林委員長 ただいまから令和６年度第２回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を開会いたします。次第に沿って進めてまいります。

まず初めに、教育委員会挨拶、大津学校教育部長、お願いいたします。

大津学校教育部長 皆さん、こんにちは。本日は、年度末のお忙しいところ、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

本来であれば大熊教育長より御挨拶させていただくところですが、公務のため欠席させていただいておりますことから、私のほうから挨拶させていただきます。

令和５年４月１０日付で小金井市教育委員会いじめ問題対策委員を委嘱させていただきましたが、ここで２年間の任期の終了が近づいてきてございます。これまで小金井市におけるいじめの防止等の取組を推進するに当たり様々な御意見をいただきました。

また、令和７年１月１４日付で、小金井市いじめ防止基本方針を改定する際にも、委員の皆様から多くの貴重な御意見をいただいたところがございます。ありがとうございます。

本日は、教育委員会に付されました小金井市いじめ防止基本方針の改定の報告のうち、引き続き、いじめ問題について御意見をいただく予定となっております。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

小林委員長 では、次に、事務局からの説明です。次第には３点記載されています。

まず１点目、「小金井市いじめ防止基本方針」改定についてです。

平田指導室長 指導室長です。

小金井市いじめ防止基本方針は、令和７年１月１４日開催の第９回小金井市教育委員会定例会で審議し、議決いたしました。

詳細につきましては、担当指導主事より御説明申し上げます。

向井指導主事 指導主事です。

それでは、小金井市いじめ防止基本方針の改定について説明いたします。前回の本委員会の協議を経て、令和7年1月14日開催の第9回小金井市教育委員会定例会で審議いたしました。教育委員の方からは、小金井市いじめ防止対策推進条例との整合性がとれるようになってよかったという御意見や、いじめのないまち小金井宣言が改定案からなくなっているのはなぜかという御質問がありました。その後、原案どおり可決し、小金井市いじめ防止基本方針の改定案は議決いたしました。

現在市民に向けては、ホームページにおいて周知し、3月15日号の市報にも掲載を予定しております。学校へ向けては、3月4日に開催した校長会において、教職員への周知と学校いじめ防止基本方針の見直しの議題をいたしました。

今後、各学校において見直しを進め、7月頃までに各校のホームページの公開をすることになっております。

説明は以上になります。

小林委員長 私のほうから一つ質問させていただきます。

今、教育委員からの質疑に、いじめのないまち小金井市宣言が改定案からなくなっているのはなぜかとありましたが、それはどのように回答されたのでしょうか。

向井指導主事 指導主事です。

教育長から、いじめのないまちというこの言葉で、いじめはあってはいけないんだという風潮を醸し出す可能性があり、いじめがないことがいいことであるというのではなく、子供の成長の段階において様々な行き違い等があつて、それをいち早く察知して、よりよい人間関係を築いていくということができたらいいいのではないかと考え、この宣言を受けない形で基本方針の策定内容を作ったと回答いたしました。

小林委員長 そういことですか。

それでは、今の説明について何か御意見、御質問のある方は。

坂井委員 この改定が通った件ということですね。

小林委員長 通った件ですね。

坂井委員 通った件ですよ。意見というか、感想ですけども、数年にわたって皆さんでいろいろ協議して、結果としてこのように成立したことは本当に良かったと思っております。

 次の議題にも関わってしまうと思うんですけども、先ほどの広報で、ホームページ、あと学校へ見直しの依頼をしたということなんだけども、その他の広報、要は掲げて見に来てもらうというだけではなく、こちらから行くという、学校には行っているんですけど、その他の一般市民向けの基本方針と、小金井市におけるいじめに関する決意というんですか、いじめをなくす決意とかいうのを、イベントとかそういう形式で、何か出向いてイベントをやるみたいな、そういう広報があってもいいのかなと考えておりますので、予算の関係とかもあるんでしょうけれども、前向きにその点、御検討いただけるとありがたいなと思っております。

小林委員長 ありがとうございます。
 御意見、質問ございますか。

今城委員 大丈夫です。

小林委員長 質問ではないですけど、僕の感想ですけど、もう一つの条例により近いもの、整合性のとれるのが良かったという御意見があったということで、これは良かったことだなと思っておりますが、逆に小金井市の条例って一歩進んでいるという面があって、例えば、いわゆる加害者の指導、助言ということ、法律はそう書いてあるんですけど、支援という言い方で言っている。これ、もしこの法律、法そのものを変えるならばということで、日本弁護士協会が、このことについては、こういうふうに文言を変えたらどうかというふうに言っている。それをそのまま小金井市の条例では、ある意味では一歩先取りをしたというか、場合によっては怒られるかもしれないというようなことで、これも市民の御意見からそうなっていったと思いますので、その点では非常に良いことかなと。

 なお、僕はあまり国のすることを褒めたりしないんですが、この法律が起きてから、国立教育政策研究所が何年かに一度、不登校を

ずっと追いかけるという研究をやっているんです。それを見ていると、少なくとも小学校のいじめは減ってきている。コロナがあったのもう一つ判断はできないんですけど、学校に来なくなった、いじめ認知が減ったというのがあるんですが、なんですけれども、子供自身の体験として、いじめられた、自分がいじめた、いじめを見たという数字が、調べていく限り減ってきているという、定点観測でそれが言われていて、これが一番正しいデータだと思います。何せ小学校の3年間でいじめられた体験は8割を超えますので、このデータでそのパーセンテージが減って、いじめた体験も8割なんですけど、ということなので、かなりきっちりとした調査ですので、この法律ができてから正確な意味での子供がいじめられたという認識は減ってきているというのが一番確度高い情報だと僕は考えています。

なので、この法律が持っている趣旨というのを十分にこれからも生かしていく。なぜそうなのかのメカニズムはお話ししませんが、この法律が持っている意味というのは非常に重要であるし、小金井市としてもこれからも発信していくということになっていただければと思います。意見というか。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、以上でよろしいでしょうか。

次に、2点目。委員の皆様からいじめ問題に対しての意見をお聞きいただいたものです。

事務局から説明をお願いいたします。

向井指導主事

指導主事です。

それでは、御協議いただきたい点について説明いたします。

この2年間、小金井市いじめ防止基本方針の改定に向けて、様々な御協議をいただき、無事に小金井市いじめ防止基本方針を作成することができました。

2年の間にも学校を取り巻く環境は変化してきました。次期いじめ問題対策委員会にて御協議いただくことに関する参考とさせていただきます。また、御意見をいただければと考えております。

説明は以上となります。

小林委員長

それでは、委員の皆様から御意見を賜ればと思います。

何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

今城委員

今城です。

このいじめ防止基本方針がここで改定されて、これに則ってこれから各学校が取組を進めていくわけですが、一つはこの基本方針の2ページとか4ページに、各教科等でいじめ防止等における主体的な取組支援を通じてという、例えば、道徳、児童会、生徒会、読書活動、人権教育とか、体験活動、様々な教科、領域等が出てくるんですけど、そういう中で各学校が今、人権教育全体計画とか、年間計画というのがある。その中の一部としていじめというのが出てきているんだろうけれど、もう少し明確に、いじめ防止に対するカリキュラムを、例えば人権教育の一部として持ってきてもいいのかもしれないし、でもそれだけではなくて、いろんなところにやっぱりいじめというのはつながっていて、例えば、性教育全体計画とか、性教育に関して全体計画というのを各学校が作っているだろうと。そういう中で、性教育の中には性に関するところでのいじめが当然起こり得るだろうということも含めて、いじめにある程度、特化したようなカリキュラム。計画的なものが明確に位置付けることによって、どの教科で、何年生で、どういうふうに取り組んでいくかというのが明らかになるのかなと。教科、そして後は特別活動等で重点を置いて取り組んでいく必要があるのかなということです、その辺りの今後の取組として考えていく必要があるのかなと考えました。

以上です。

小林委員長

ありがとうございます。

坂井委員

私もこの基本方針に則った対応を学校へ見直し依頼しているということなので、具体的にどういう対応策があったのかというのを、特に加害者へのケア、対応というのが一つ注目するところなのかなと思っていて、個々の学校によってできること、できないことがあると思うんですけども、その調査結果が今年7月ぐらいに出るとおっしゃっていたように記憶しているんですけど、それに基づいてこちらで課題等をピックアップして、また是正等に向けて協議をするという私はイメージでおりました。

小林委員長

ありがとうございます。

この基本方針の中にもありますけれども、いじめはどの学校でも起こり得るという認識のもとで、これ自体が、実は日本国立教育政策研究所が世界で学習指導要領を持っている先進諸国のいじめの状況と比べてどうであるかというのをやっていた研究があるんですけども、その中から日本型だと思われていた、親しい仲間の中でいじめというのは起きますよとか、したがって加害者、被害者は誰でもありますよというのは日本だけの話ではなくて、世界的にそうだというのは逆に世界の学者が後追いで理解を始めたところです。

ですから、加害者にもなるし被害者にもなるという、その考え方は実は法律にもさりげなく書いてありますけど、でもそれは物すごく重要な認識なんだということで、なので加害被害、もちろんこの法律が一番すごいところというのは、被害を訴えてきたら事の是非は別として子供に寄り添うことが一番なんです。とにかく近くにいる人は寄り添いなさいということです。

なぜそうなのかというと、少なくとも日本が誇っているのは、教員と保護者がいじめを認知した場合、解決する率はほかの国よりも高い。それを生かそうという発想がこの元の法律であり、なのでその法律が、なぜ先ほどうまくいったのかというと、その認識で作られて、だって認知件数が物すごく増えているんですから、桁違いに。それだけ教員が発見している、保護者が発見している、子供が自分から伝えてきてくれるという、そういう風潮になっていっているので、解決率が一定程度あれば深刻化しないで済んでいる事例がたくさんあるということです。結果としていじめは減ってきているということに、この法律は作用しているということになります。

なので、被害者に寄り添いなさいとあるけれども、寄り添うのは実は全員ですよ。この2つのことを並べていけばそういう形で、この新しい基本方針もそうですけれども、読まれて実現されていくという、先ほど人権教育と絡めてという話もありましたけれど、全ての人、それに関わらない人、傍観者が日本は独特の動きをしています。これは日本独特です。大人ほど駄目だという。傍観者になりますから。海外では中学生ぐらいから傍観者は減るんです。その成長がとまっているのが日本なので。これは学校教育の問題かもしれません。というような形のところはちょっと意識されてもいいのか

なという感じはいたします。

坂井委員

今おっしゃったのを前提にすると、先ほど私がホームページで公開しただけでは、全ての人が子供に対して寄り添うとか、いじめを受けたときにきちんと話を聞くとか、そういう認知をしないとダメで、そのためにもホームページに掲げただけでは足りないのかなと。あと学校に対応を依頼しただけでは足りないのかなというのがあるので、繰り返しになりますけれども、一般市民に向けた、何か理解いただけるような催し事みたいなものがあつたらいいのかなと改めて思いました。

小林委員長

いかがでしょうか。

今城委員

今城です。

先ほどに加えて、各学校の基本方針が作成されていて、資料としても提示いただいたと思うんですけど、結局新しい小金井市の基本方針ができたということで、各学校がこの基本方針に沿ってまた自校の基本方針を見直すという取組がこれからきっとされるだろうと思います。

これまでの基本方針というのは学校の特色にある程度任せているというか、教育委員会の方針であったというのをお聞きしたんですけど、ある程度ここは押さえておくべきというところはきちんと、点検、チェックしていくことはこれから必要になるんだろうなと。学校によって大分作り方も違うし内容も違うというのがあるので、この学校にはこの部分が足りないよという、前回の基本方針に沿った内容として、この部分が触れられていないなというところもきっとあると思うんですね。その辺りをきちんと小金井市の基本方針から沿った各学校の基本方針ということを確実に各学校に周知徹底していくことが必要なのかなと思います。

あと1点。すいません、続いて。

市としての基本的な対応の流れがありますよね。小金井市もある程度はあるんですけど、もう少し分かりやすく、構造図、フローみたいにして、例えば、基本的な対応という部分と、あとは重大事態が起こったときの対応という形で、その辺りを、今あるものをもっと少しビジュアル化して、分かりやすくしていくことで、各学校へ

の対応の仕方をより明らかに、明確にやりやすくしていくということも必要になるので、フロー図というのか、その辺りをもう一回見直していく、作成し直していくということもこれからの作業になるのかなと感じています。

小林委員長 ありがとうございます。フロー図は、僕は別のところで関わっていて、重大事態が2件、その前の年に1件あって、フロー図をちゃんとしておかないとということで見直して、ほかのそういうところも教育委員会があるので、重大事態が起きたときに、それがないと皆さんどうするのみたいな話になってしまうので、それは作っておいたほうがいいだろうと思います。ありがとうございます。

以上でよろしいでしょうか。

次に3点目に入ります。いじめの防止等のための対策の推進に関する諮問への答申について。

事務局から説明をお願いします。

平田指導室長 指導室長です。

小金井市では、小金井市いじめ防止基本方針を平成26年12月10日に策定し、いじめの防止等の対策の推進を行ってきました。令和3年4月1日に小金井市いじめ防止対策推進条例が施行されたことに伴い、小金井市いじめ防止基本方針の検討を行ってきましたが、引き続き令和5年度第1回の本委員会において、小金井市いじめ防止基本方針について、御意見、御見解等を賜りたく諮問いたしました。今期の任期の終了が近づいておりますので、この諮問に対する御回答をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

小林委員長 回答ということですので、こんなことを考えておりますということで読み上げます。

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会として諮問された内容に対して2年間の協議を続けてまいりました。その内容に基づき最終的に教育委員会で確定された、小金井市いじめ防止基本方針について、今回、最後の委員会ですので、ここで答申という形で報告いたしたいと思います。

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 そのような形でよろしく願いいたします。
 それでは、最後に事務連絡をお願いいたします。

向井指導主事 まず、今日の会議録につきましては、また改めて送らせていただきますので、御確認をお願いいたします。
 また、先ほどありましたように、今回で2年間の任期が終わりとなります。2年間誠にありがとうございました。
 以上になります。

小林委員長 では、以上で、令和6年度第2回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を閉会いたします。

向井指導主事 では、最後に連絡ですが、先ほど申しましたように、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の委員の任期ですが、令和7年3月31日までと委嘱をしております。今後、令和7年4月1日付で次期委員の委嘱の準備を進めてまいります。また何かありましたら、よろしくお願いいたします。
 以上になります。ありがとうございます。

—— 了 ——